

## 新庄市 3 世代同居等住宅取得助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯の定住及び出生率の向上を図るため、3 世代で同居し、又は近居するための住宅取得に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和 55 年規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市の区域内に自ら所有する住宅に 5 年以上居住することをいう。
- (2) 子ども 第 6 条の規定による交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において、満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までにある者又は母子健康手帳を交付された者の出生前の子をいう。
- (3) 3 世代同居 子ども、子どもの親（子どもの親の配偶者（事実上の婚姻と同様の事情にある者を含む。）を含み、申請日においてその双方又は一方が満 40 歳未満の者に限る。）及び子どもの親の親が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 3 世代近居 子ども及び子どもの親並びに子どもの親の親（介護保険施設等へ入居し、又は入所している者を除く。）が同一の地区（新庄市区長規則（昭和 46 年規則第 8 号）第 1 条に定める地区をいう。）の区域内又は直線距離で 1 キロメートル以内にある住宅に居住することをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子どもの親であること。
- (2) 次条に規定する助成対象住宅（以下この条において「助成対象住宅」という。）に係る工事請負契約又は売買契約を締結する者（共同名義による契約を締結する場合は、当該契約の代表者）であること。
- (3) 助成対象住宅を所有する者であること。
- (4) 3 世代同居又は 3 世代近居を 5 年以上継続する意思がある者であること。
- (5) 助成対象住宅に居住する者全員が新庄市の市税等を滞納していない者で

あること。

- (6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない者であること。
- (7) 新庄市若者世帯住宅取得助成金交付要綱（平成29年告示第54号）に基づく新庄市若者世帯住宅取得助成金の交付を受けていない者であること。
- (8) 新庄市移住世帯住宅取得助成金交付要綱（令和5年告示第 号）に基づく新庄市移住世帯住宅取得助成金の交付を受けていない者であること。

（助成対象住宅）

第4条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象者が定住を目的として取得したものであること。
- (2) 申請日において登記が完了しているものであること。
- (3) 令和5年4月1日以降に引き渡されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償又は相続により取得した住宅は、助成金の交付の対象としない。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の表に定める額又は助成対象住宅の取得費用のいずれか低い額とする。

区分	助成金の額
助成対象住宅の取得に係る契約を締結するとき（以下「契約時」という。）において3世代同居をしていない者が、新たに3世代同居をするために住宅を取得した場合	100万円
契約時において3世代同居をしている者又は契約時前3年以内に3世代同居をしていた者が、3世代同居をするための住宅を取得した場合	50万円
契約時において3世代近居していない者が、新たに3世代近居をするために住宅を取得した場合	30万円
契約時において3世代同居若しくは3世代近居をしている者又は契約時前3年以内に3世代同居若しくは3世代近居をしていた者が、3世代近居をするために住宅を取得した場合	15万円

（交付申請及び実績報告）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）

は、助成対象住宅に居住を開始した日から6月以内に交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定兼確定通知を受けたときは、交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成対象住宅に居住を開始した日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき（災害その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。
- (3) 助成対象住宅に居住を開始した日から起算して5年以内に3世代同居又は3世代近居をする者でなくなったとき（進学、結婚その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。
- (4) 助成対象住宅に居住を開始した日から起算して5年以内に助成対象住宅の所有権を第三者に移転したとき（相続の場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適切であると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（新庄市若者世帯住宅取得助成金交付要綱の改正に伴う経過措置）

2 この告示による改正前の新庄市若者世帯住宅取得助成金交付要綱第9条の

規定は、この告示の施行の日以降においても、なおその効力を有する。